

ミナミで買い物！応援キャンペーン よくあるご質問

質問内容		回答内容
1 利用者・店舗 共通		
1-1	買い物応援キャンペーンの内容を教えてください。	ミナミ地区（下記1-2参照）において、対象となる店舗でスマートフォン端末を利用したキャッシュレス決済を行った際に、利用額の20%分のポイントを付与します。ただし、上限3,000円です。 キャンペーン期間は、11月16日～12月31日までです。
1-2	ミナミ地区とはどのエリアですか。	大阪府が8月6日～20日まで実施した休業要請等が行われた地区のことであり、中央区の堺筋、御堂筋、長堀通、千日前通に囲まれたエリアです。 住所で言うと 心斎橋筋1～2丁目、東心斎橋1～2丁目、宗右衛門町、道頓堀1丁目（1丁目東を除く）、千日前1丁目、日本橋1丁目2番及び3番、難波1丁目が対象となります。 ※地下街も住所が上記内であれば対象となります
2 利用者向け		
2-1	対象となる店舗はどのように確認できますか。	対象となる店舗が確定次第、大阪市のホームページやキャッシュレス決済事業者のホームページ・アプリ等で確認できるほか、対象店舗にキャンペーンポスター等が掲示される予定です。
2-2	対象店のオンラインストアから商品を購入した場合、ポイントは付与されますか。	オンラインストアで買い物等した場合は対象外となります。
2-3	対象となる決済サービスが今後増えることはありますか。	対象となる決済サービスが増えることはありません。
2-4	大阪市民以外の利用でもポイント付与の対象となりますか。	利用者の方の居住地に制限はありません。ミナミ地区で買い物等を行っていただければ対象となります。
2-5	ポイント付与の上限3,000円とは、1回ごとの買い物の上限ですか。	キャンペーン期間中、決済事業者1社につき、1人当たり3,000円が上限になります。 【Aさんの買い物例】 11月23日：5,000円の靴をPayPayで決済⇒1,000円分ポイント還元 12月5日：10,000円の洋服をPayPayで決済 ⇒2,000円分ポイント還元（PayPayの還元終了） 12月24日：15,000円のかばんを楽天°アプリで決済 ⇒3,000円分ポイント還元 （楽天°アプリの還元終了）
3 店舗向け		
3-1	キャンペーンに参加したいのですが、どのような手続きが必要ですか。	大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録・掲示と、対象のキャッシュレス決済サービスへの加盟が必要です。 PayPayに加盟済みで、10月29日時点でステッカー登録していない店舗様は、本キャンペーンにご参加いただけません。 大阪府「感染防止宣言ステッカー」の登録については、大阪府ホームページからお手続きいただけます。 キャッシュレス決済サービスの加盟手続きについては、各事業者のホームページ等をご確認いただくか、事業者に直接お問い合わせください。 キャンペーン途中からの参加にかかるスケジュールの詳細は、市HPをご参照ください。
3-2	感染防止対策とは、具体的に何をすればよいですか。	各業界団体等（内閣官房ホームページ掲載団体等）が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインをご参照ください。 【業種別ガイドライン】 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf